

社会福祉法人みどり会 費用弁償規定

(趣旨)

第1条 この規定は、評議員、理事（監事を含む）、評議員選任・解任委員に支弁する費用弁償を定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第2条 理事長が招集する評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会および研修会等に出席した場合には、費用弁償をする。

(費用弁償の種類)

第3条 費用弁償の種類は、鉄道運賃、車賃とする。

(鉄道および車賃)

第4条 鉄道運賃および車賃は、出発地より現地までを実費額により支給する。

- 2 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会開催の場合、交通費として5,000円以内を支給することが出来る。

附則

1. この規定は平成29年4月1日から施行する。